

# 平成23年度千葉県身体拘束実態調査結果報告書

平成24年10月

千葉県健康福祉部高齢者福祉課

## 1 調査対象及び回答率等

対象とした1,206施設のうち、772施設から回答があり、回収率は64.0%である。(平成18年度の回収率は62.4%)

単位：施設

	平成23年度			平成18年度		
	対象数	回収数	回収率	対象数	回収数	回収率
特 養	250	189	75.6%	196	140	71.4%
老 健	133	84	63.2%	121	77	63.6%
療 養 型	37	22	59.5%	64	34	53.1%
短期生活	65	23	35.4%	25	8	32.0%
認知症対応	330	202	61.2%	254	149	58.7%
特定施設	145	80	55.2%	88	59	67.0%
有 料	137	87	63.5%	-	-	-
軽 費	93	70	75.3%	-	-	-
養 護	16	15	93.8%	-	-	-
合 計	1,206	772	64.0%	748	467	62.4%

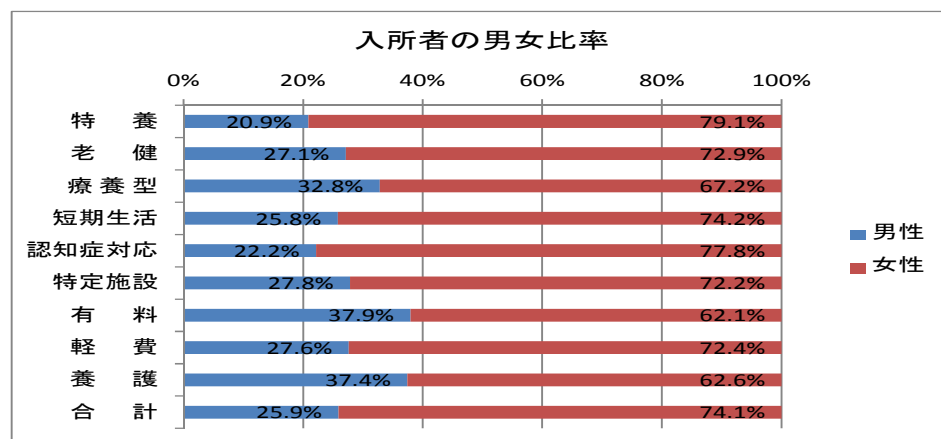
## 2 定員及び入所者数（平成23年10月1日現在）

入所者の74.1%を女性が占めており、中でも特養が79.1%と最も高い。

単位：人

	定員	入所者数	性別	
			男性	女性
特 養	13,256	12,585	2,594	9,825
老 健	8,278	7,539	2,017	5,419
療 養 型	1,533	1,430	469	960
短期生活	475	370	89	256
認知症対応	2,966	2,846	627	2,201
特定施設	6,185	5,219	1,383	3,587
有 料	3,130	2,453	894	1,463
軽 費	2,980	2,821	748	1,961
養 護	977	883	324	542
合 計	39,780	36,146	9,145	26,214

※ 一部、性別内訳の記入のないものがあった。



### 3 職員数（平成 23 年 10 月 1 日現在）

#### （1）職員の配置状況

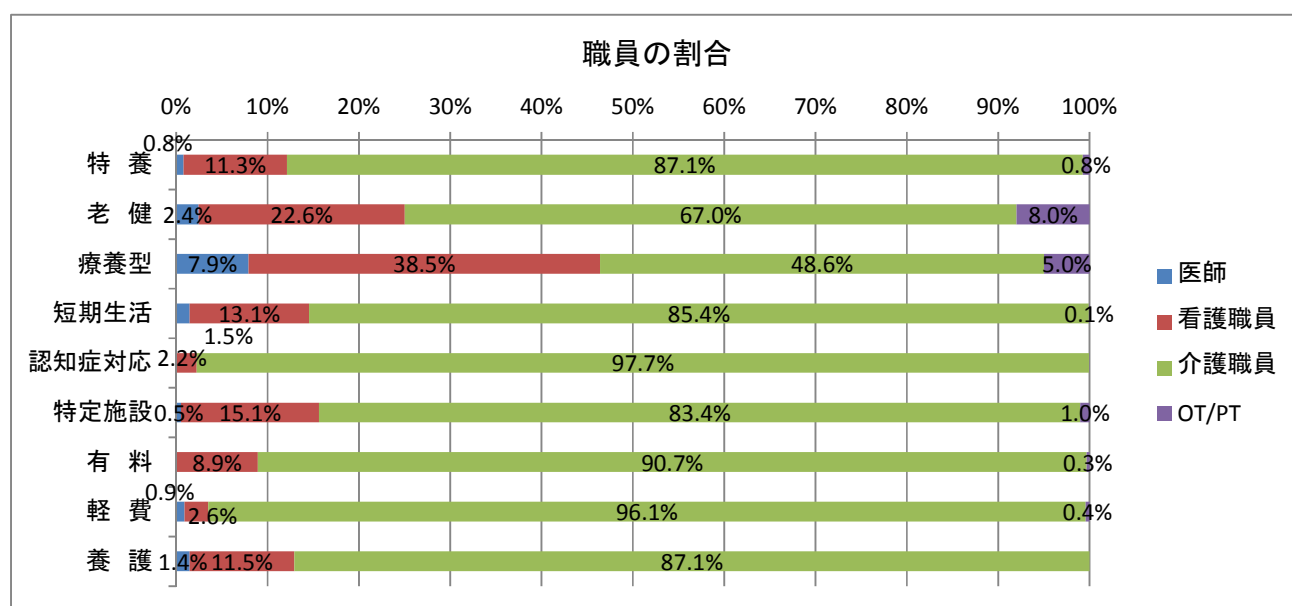
医師の配置割合が最も高いのは療養型で、7.9%（92.7 人）、次いで老健で 2.4%（101.3 人）、看護職員の割合が最も高いのも療養型で、38.5%（451.0 人）、次いで老健で、22.6%（941.6 人）である。

介護職員の割合が最も高いのは認知症対応で 97.7%（2,504.0 人）、次いで軽費で、96.1%（231.5 人）である。

なお、看護職員の中の 23.7%、介護職員の中の 22.9%が非常勤職員である。

単位：人

	医師				看護職員				介護職員				作業療法士又は理学療法士			
	常勤	非常勤	合計	夜勤	常勤	非常勤	合計	夜勤	常勤	非常勤	合計	夜勤	常勤	非常勤	合計	夜勤
特養	2	52.5	54.5	0	587	204.1	791.1	6	4,879	1,200.9	6,079.9	866	34	18.7	52.7	0
老健	81	20.3	101.3	1	754	187.6	941.6	101	2,444	346.7	2,790.7	384	296.4	36.8	333.2	9
療養型	64	28.7	92.7	14	408	43.0	451.0	52	491	78.5	569.5	69	51.5	6.7	58.2	0
短期生活	1	3.6	4.6	0	30	11.1	41.1	1	201	67.4	268.4	29	0	0.2	0.2	0
認知症対応	1	0.0	1.0	0	24	32.3	56.3	0	1,593	911.0	2,504.0	438	1	0.0	1.0	0
特定施設	7	4.9	11.9	0	206	126.6	332.6	26	1,292	544.6	1,836.6	263	12	10.1	22.1	2
有料	0	0.1	0.1	0	52	36.5	88.5	3	587	312.0	899.0	127	3	0.3	3.3	0
軽費	0	2.2	2.2	0	4	2.2	6.2	0	201	30.5	231.5	10	0	1.0	1.0	0
養護	0	2.9	2.9	0	18	5.2	23.2	0	147	28.6	175.6	29	0	0.0	0.0	0
合計	156	115.2	271.2	15	2,083	648.6	2,731.6	189	11,835	3,520.2	15,355.2	2,215	397.9	73.8	471.7	11



※非常勤職員数は常勤換算後の職員数

(2) 入所者1人当たりの看護・介護職員数（平成23年10月1日現在）

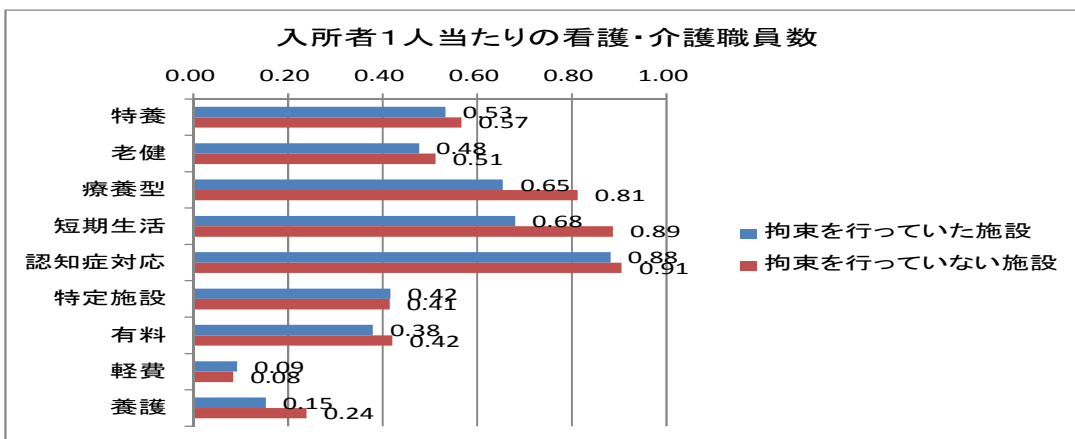
入所者1人当たりの看護・介護職員数が最も多いのは認知症対応で、0.90人、次いで短期生活で、0.84人である。

また、特養と短期生活においては、平成18年度よりも増加しており、老健においては同数、療養型、認知症対応、特定施設においては減少している。

なお、平成23年10月中に身体拘束を行っていた施設の入所者1人当たりの看護・介護職員数は、身体拘束を行っていない施設の入所者1人当たりの看護・介護職員数よりも少ない傾向にある。

単位：人

		特養	老健	療養型	短期生活	認知症対応	特定施設	有料	軽費	養護
全 体	定員	13,256	8,278	1,533	475	2,966	6,185	3,130	2,980	977
	入所者数 A	12,585	7,539	1,430	370	2,846	5,219	2,453	2,821	883
	看護・介護職員数 B	6,871.0	3,732.3	1,020.5	309.5	2,560.3	2,169.2	987.5	237.7	198.8
	入所者1名当たりの 看護・介護職員数 B/A	0.55	0.50	0.71	0.84	0.90	0.42	0.40	0.08	0.23
	H18.10.1現在 入所者1名当たりの 看護・介護職員数	0.48	0.50	0.77	0.76	0.97	0.46	—	—	—
拘束を行 っていた 施設	定員	7,972	3,874	968	118	733	3,729	1,222	100	150
	入所者数 C	7,633	3,638	894	90	702	3,074	1,080	98	144
	看護・介護職員数 D	4,067.7	1,735	585.1	61.2	619.1	1,280.1	409.8	9.0	22.0
	入所者1名当たりの 看護・介護職員数 D/C	0.53	0.48	0.65	0.68	0.88	0.42	0.38	0.09	0.15
	H18.10.1現在 入所者1名当たりの 看護・介護職員数	0.48	0.50	0.71	0.84	0.94	0.46	—	—	—
拘束を行 っていない 施設	定員	5,284	4,404	565	357	2,233	2,456	1,908	2,880	827
	入所者数 E	4,952	3,901	536	280	2,144	2,145	1,373	2,723	739
	看護・介護職員数 F	2,803.3	1,997.3	435.4	248.3	1,941.2	889.1	577.7	228.7	176.8
	入所者1名当たりの 看護・介護職員数 F/E	0.57	0.51	0.81	0.89	0.91	0.41	0.42	0.08	0.24
	H18.10.1現在 入所者1名当たりの 看護・介護職員数	0.51	0.50	0.84	0.73	0.97	0.46	—	—	—



#### 4 入所者の年齢構成（平成 23 年 10 月 1 日現在）

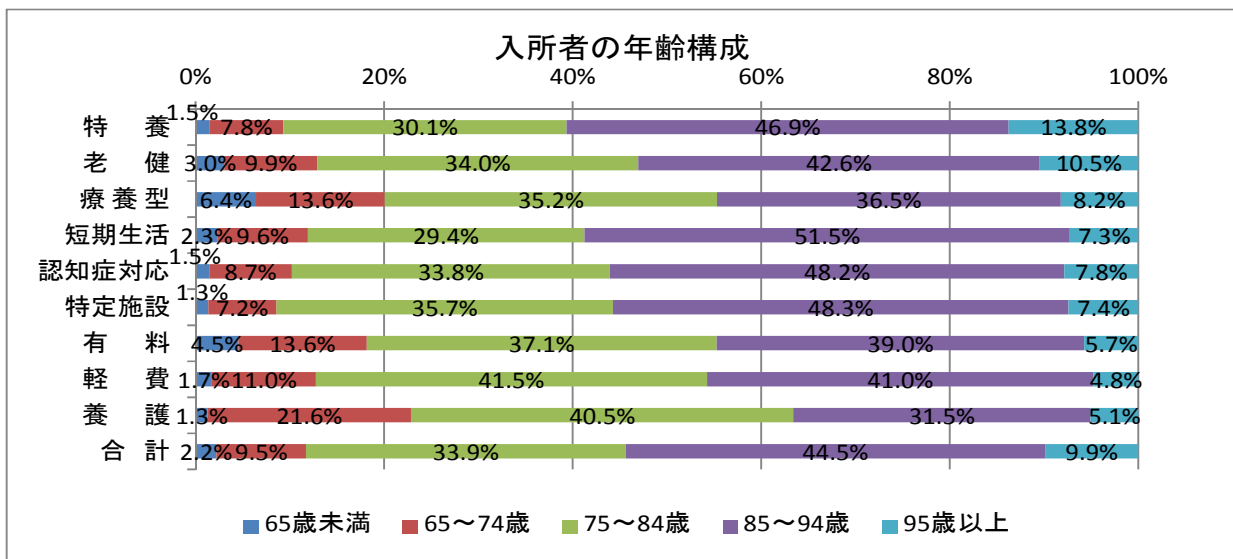
「85 歳～94 歳」が 44.5%と最も多く、次いで「75 歳～84 歳」が 33.9%である。75 歳以上の後期高齢者の割合は、特定施設 91.5%、特養 90.7%、認知症対応 89.8%であり、全体では 88.3%である。

また、85 歳以上の高齢者は全体で 54.4%である。

単位：人

	65歳未満	65～74歳	75～84歳	85～94歳	95歳以上	合計	75歳以上の割合
特養	171	919	3,538	5,511	1,618	11,757	90.7%
老健	227	740	2,547	3,188	784	7,486	87.1%
療養型	89	189	488	505	114	1,385	79.9%
短期生活	7	29	89	156	22	303	88.1%
認知症対応	40	239	925	1,321	215	2,740	89.8%
特定施設	68	367	1,820	2,459	377	5,091	91.5%
有料	109	327	893	937	138	2,404	81.9%
軽費	48	306	1,153	1,139	132	2,778	87.3%
養護	11	187	351	273	44	866	77.1%
合計	770	3,303	11,804	15,489	3,444	34,810	88.3%

※一部、記入のないものがあった。



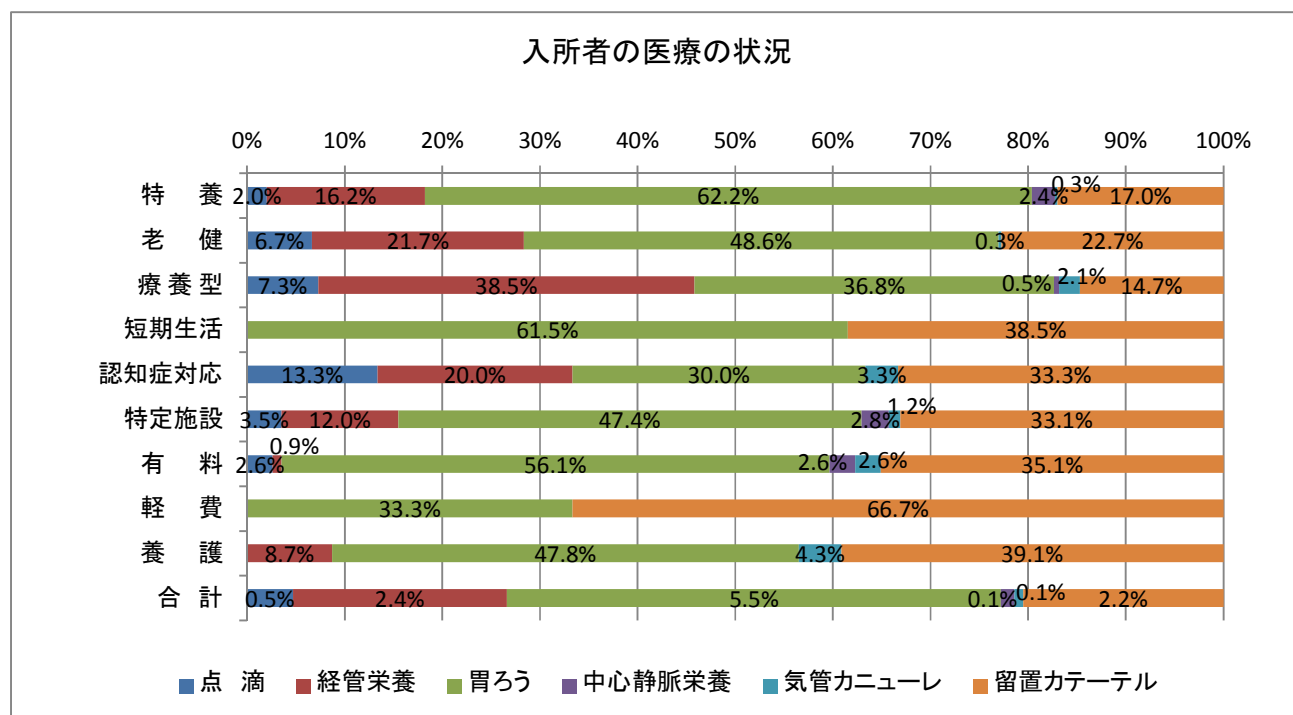
#### 5 入所者の医療の状況（平成 23 年 10 月 1 日現在）

医療行為を受けている入所者は 10.5%であり、その主な内容は、「胃ろう」5.5%、「経管栄養」2.4%、「留置カテーテル」2.2%である。

施設の種別ごとにみると療養型が 66.1%と最も多く、次いで老健 13.0%、特養 11.1%である。

単位：人

	点滴	経管栄養	胃ろう	中心静脈 栄養	気管カ ニューレ	留置カ テーテル	合 計	割合	入所者数
特 養	28	227	872	33	4	238	1,402	11.1%	12,585
老 健	65	212	475	0	3	222	977	13.0%	7,539
療養型	69	364	348	5	20	139	945	66.1%	1,430
短期生活	0	0	8	0	0	5	13	3.5%	370
認知症 対応	4	6	9	0	1	10	30	1.1%	2,846
特定 施設	15	51	202	12	5	141	426	8.2%	5,219
有 料	3	1	64	3	3	40	114	4.6%	2,453
軽 費	0	0	1	0	0	2	3	0.1%	2,821
養 護	0	2	11	0	1	9	23	2.6%	883
合 計	184	863	1,990	53	37	806	3,793	10.5%	36,146
割 合	0.5%	2.4%	5.5%	0.1%	0.1%	2.2%	10.5%		



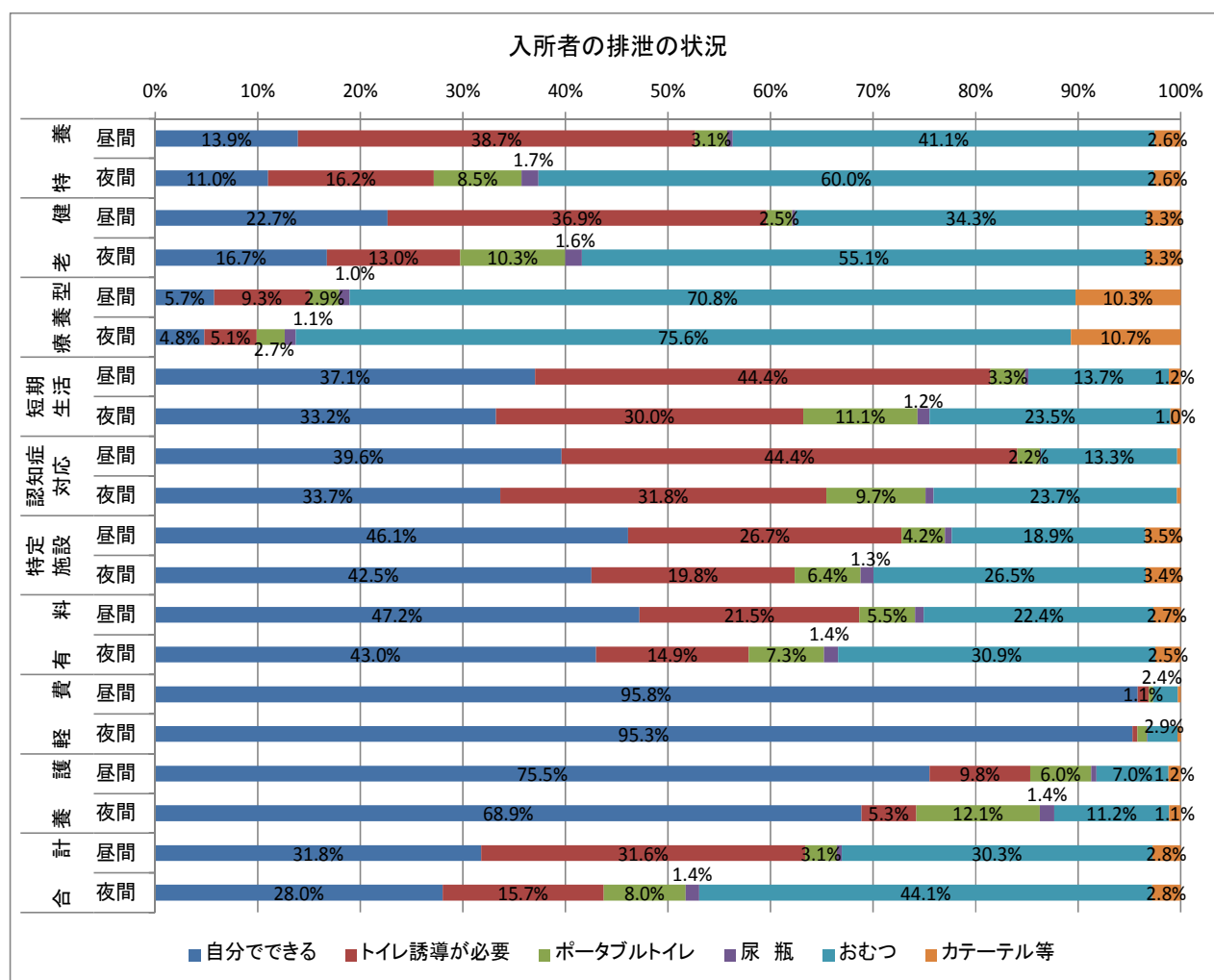
## 6 入所者の排泄の状況（平成 23 年 10 月 1 日現在）

「自分でできる者」の割合が最も低いのは療養型で、昼 5.7%・夜 4.8%、次いで特養で、昼 13.9%・夜 11.0%である。

単位：人

		自分でできる	トイレ誘導が必要	ポータブルトイレ	尿 瓶	おむつ	カテーテル等	合 計
		特 養	昼間	1,692	4,704	380	67	4,994
	夜間	1,304	1,917	1,012	197	7,117	307	11,854
老 健	昼間	1,709	2,785	188	23	2,587	246	7,538
	夜間	1,239	963	759	118	4,079	246	7,404
療 養 型	昼間	84	136	42	15	1,034	150	1,461
	夜間	67	71	38	15	1,054	149	1,394
短期生活	昼間	222	266	20	2	82	7	599
	夜間	194	175	65	7	137	6	584
認知症対応	昼間	1,154	1,293	64	3	387	10	2,911
	夜間	978	924	281	23	689	11	2,906
特定施設	昼間	2,269	1,312	209	32	929	170	4,921
	夜間	2,107	981	318	63	1,314	169	4,952
有 料	昼間	1,100	500	127	19	522	62	2,330
	夜間	1,010	350	172	32	727	58	2,349
軽 費	昼間	2,374	27	10	0	60	7	2,478
	夜間	2,254	11	22	2	68	8	2,365
養 護	昼間	571	74	45	4	53	9	756
	夜間	542	42	95	11	88	9	787
合 計	昼間	11,175	11,097	1,085	165	10,648	971	35,141
	夜間	9,695	5,434	2,762	468	15,273	963	34,595

※一部、1人を複数の類型に分類しているものや記入のないものがあった。



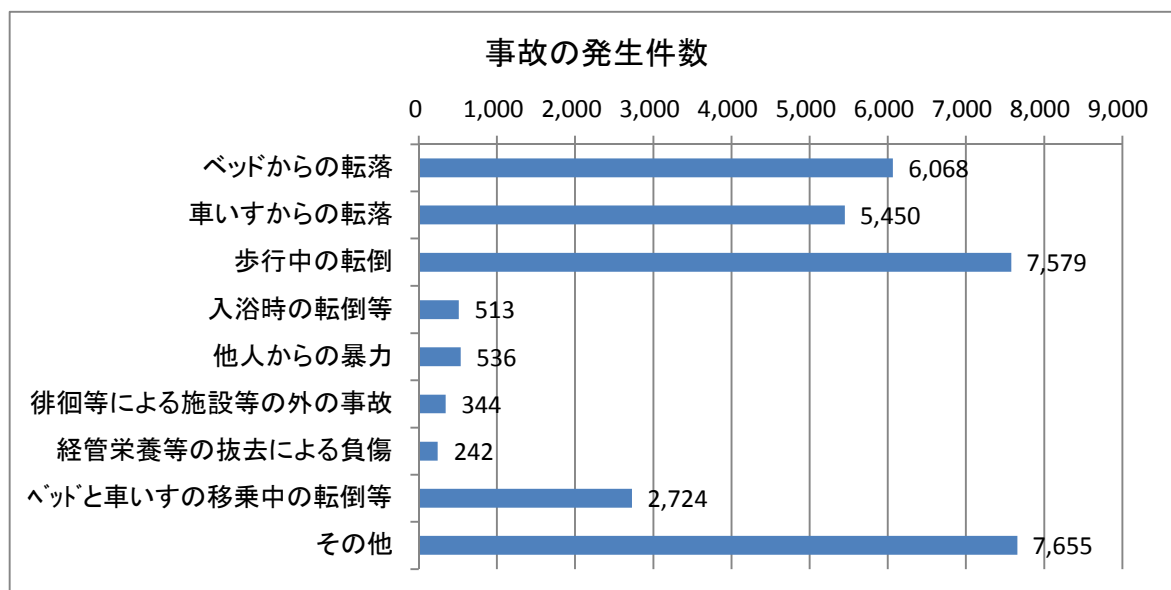
7 事故の発生件数（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

「歩行中の転倒」7,579件、「ベッドからの転落」6,068件、「車いすからの転落」5,450件が圧倒的に多い。

単位：件

		ベッドからの転落	車いすからの転落	歩行中の転倒	入浴時の転倒等	他人からの暴力	徘徊等による施設等の外の事故	経管栄養等の抜去による負傷	ベッドと車いすの移乗中の転倒等	その他	合計	平成22年度中の入所実人員
特養	昼間	716	1,479	1,677	205	168	73	102	563	2,506	12,379	15,127人
	夜間	1,435	740	1,124	0	61	18	56	450	1,006		
老健	昼間	651	1,385	725	155	141	29	24	568	1,514	8,846	11,087人
	夜間	964	726	560	4	32	5	8	568	787		
療養型	昼間	415	117	214	1	3	0	5	72	17	1,237	2,413人
	夜間	300	17	47	0	0	0	4	19	6		
短期生活	昼間	18	35	74	6	0	1	1	8	30	354	1,067人
	夜間	60	27	68	0	0	0	0	9	17		
認知症対応	昼間	97	128	603	43	48	61	0	48	325	2,002	3,035人
	夜間	217	34	286	0	5	2	1	22	82		
特定施設	昼間	357	435	1,003	71	36	89	22	192	862	4,990	6,270人
	夜間	585	232	697	1	28	30	12	124	214		
有料	昼間	90	50	143	4	6	14	3	31	87	751	2,803人
	夜間	112	9	103	0	1	5	4	37	52		
軽費	昼間	7	5	116	10	1	0	0	5	57	273	3,036人
	夜間	6	0	36	7	0	0	0	1	22		
養護	昼間	12	19	79	5	6	13	0	4	60	279	942人
	夜間	26	12	24	1	0	4	0	3	11		
合計		6,068	5,450	7,579	513	536	344	242	2,724	7,655	31,111	45,780人

※入所実人員の記入のないものについては、定員数を用いた。



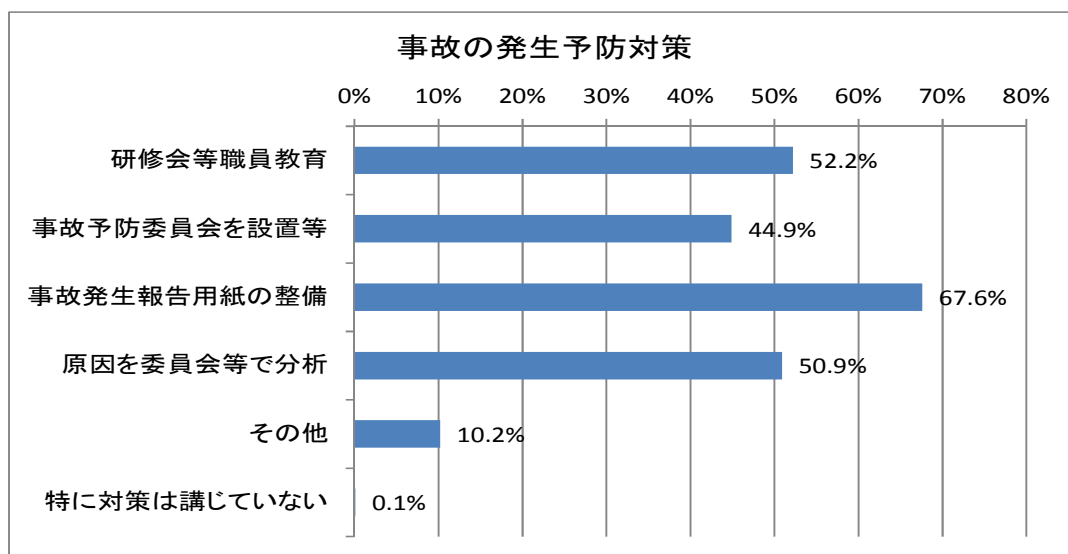


## 8 事故の発生予防対策（複数回答）

予防対策としては「事故発生報告用紙が備えられ、取り扱い手順が定められている」が522件（67.6%）と最も多く、次いで「研修会等を実施し入所者の安全対策について職員教育を行っている」が403件（52.2%）である。

単位：施設

	研修会等職員教育	事故予防（対策）委員会を設置等、対応体制と責任体制が明確	事故発生報告用紙が備えられ、取り扱い手順が定められている	原因を委員会等で分析し、発生予防に役立っている	その他	特に対策は講じていない。	回答のあった施設数
特 養	125	155	167	143	14	0	189
老 健	62	74	79	70	12	0	84
療養型	16	16	20	19	4	0	22
短期生活	13	10	23	15	3	0	23
認知症対応	130	48	162	90	37	0	202
特定施設	57	44	71	56	9	0	80
有 料	55	24	56	50	6	1	87
軽 費	37	38	46	37	4	0	70
養 護	9	11	15	8	1	0	15
合 計	403	347	522	393	79	1	772



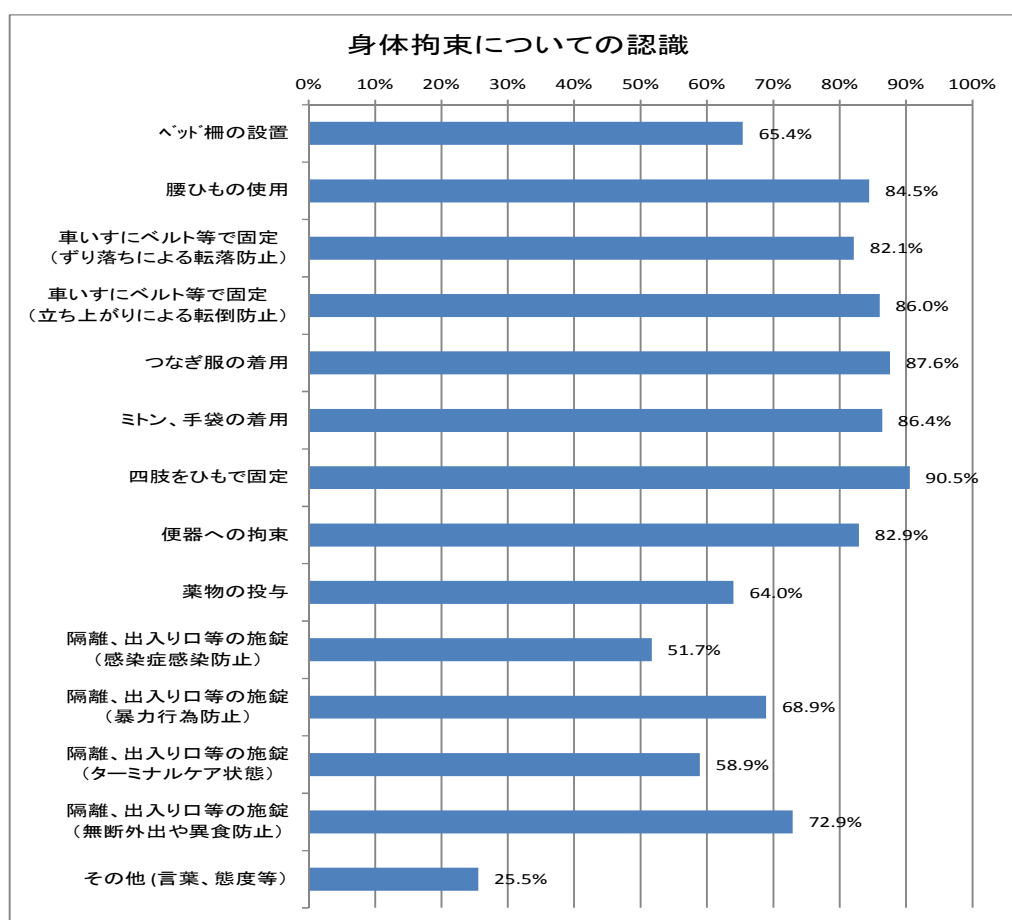
## 9 身体拘束と思うかどうかの認識（複数回答）

「四肢をひもで固定」については90.5%が身体拘束と思うと回答し、次いで、「つなぎ服の着用」87.6%、「ミトン、手袋の着用」86.4%、「車いすにベルト等で固定（立ち上がりによる転倒防止）」86.0%である。

単位：施設

身体拘束の態様	特養	老健	療養型	短期生活	認知症対応	特定施設	有料	軽費	養護	合計	認識施設の割合	順位
ベッド柵の設置	124	57	15	16	132	58	56	37	10	505	65.4%	10位
腰ひもの使用	173	77	18	20	166	66	66	53	13	652	84.5%	5位
車いすにベルト等で固定 (ずり落ちによる転落防止)	169	78	17	20	165	65	59	46	15	634	82.1%	7位
車いすにベルト等で固定 (立ち上がりによる転倒防止)	179	80	19	21	171	67	61	51	15	664	86.0%	4位
つなぎ服の着用	178	78	19	21	170	68	73	55	14	676	87.6%	2位
ミトン、手袋の着用	177	77	19	20	169	69	68	54	14	667	86.4%	3位
四肢をひもで固定	180	82	19	22	178	70	73	60	15	699	90.5%	1位
便器への拘束	164	75	15	20	165	67	66	55	13	640	82.9%	6位
薬物の投与	131	59	12	17	132	52	38	46	7	494	64.0%	11位
隔離、出入り口等の施錠 (感染症感染防止)	99	42	10	13	105	39	46	34	11	399	51.7%	13位
隔離、出入り口等の施錠 (暴力行為防止)	137	62	11	16	138	55	59	42	12	532	68.9%	9位
隔離、出入り口等の施錠 (ターミナルケア状態)	114	49	10	16	122	44	48	40	12	455	58.9%	12位
隔離、出入り口等の施錠 (無断外出や異食防止)	142	62	11	19	154	58	58	46	13	563	72.9%	8位
その他(言葉、態度等)	48	27	1	4	61	28	15	10	3	197	25.5%	14位

※その他として、「立たないで」「動かないで」等の行動を抑制する声掛け、無視、ネグレクト、センサーマットの使用等が身体拘束に当たるとの意見が寄せられた。



10 身体拘束の態様と人数（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

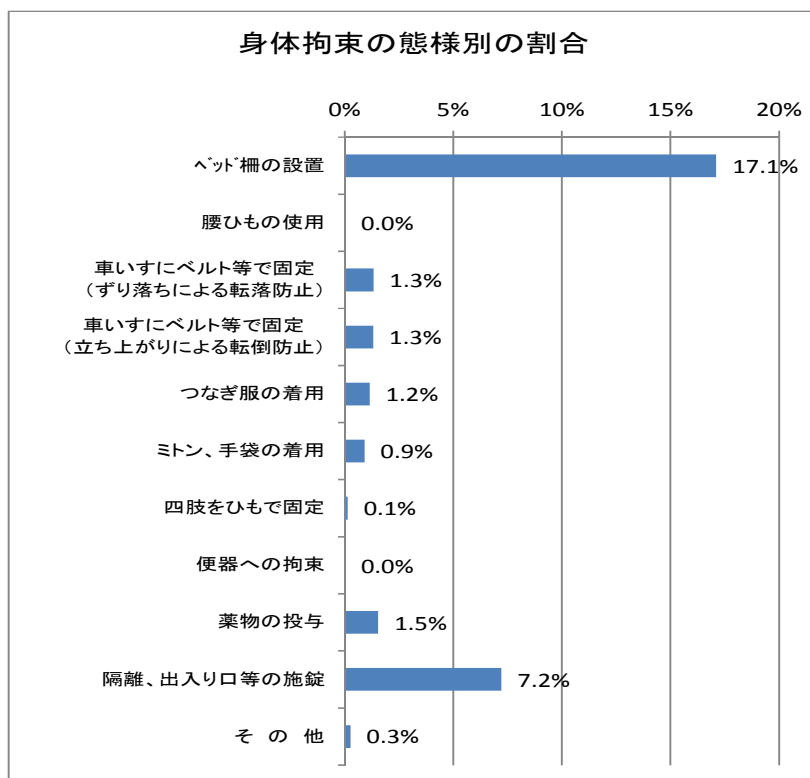
「ベッド柵の設置」が7,832人（17.1%）と最も多く、次いで「隔離、出入り口等の施錠」が3,306人（7.2%）である。

単位：人

身体拘束の態様	特養	老健	療養型	短期生活	認知症対応	特定施設	有料	軽費	養護	合計	H18年度調査の状況
ベッド柵の設置	1,726	3,956	704	239	577	630	355	53	25	7,832	3,751
腰ひもの使用	0	3	1	1	0	1	0	0	0	6	—
車いすにベルト等で固定 （ずり落ちによる転落防止）	123	359	102	6	0	19	28	1	0	609	887
車いすにベルト等で固定 （立ち上がりによる転倒防止）	107	410	41	0	10	36	15	0	1	604	600
つなぎ服の着用	75	335	70	3	9	37	22	0	2	529	433
ミトン、手袋の着用	146	112	99	4	7	51	14	0	0	419	338
四肢をひもで固定	20	6	31	0	1	1	0	0	0	59	52
便器への拘束	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6	8
薬物の投与	98	310	93	23	137	46	29	0	24	707	470
隔離、出入り口等の施錠	270	2,730	82	2	94	128	85	3	0	3,306	259
その他	26	97	0	0	0	2	0	0	0	125	71
平成22年度中の入所実人員	15,127	11,087	2,413	1,067	3,035	6,270	2,803	3,036	942	45,780	32,685

※同一人が複数に該当するときは、複数回答。

（ 割合 ＝ 身体拘束の態様別人数 ÷ 平成22年度中の入所実人員 ）



## 身体拘束の主な理由

- (1) ベッド柵の設置
  - ・ベッドからの落下を防止するため。
  - ・本人がつかまって起き上がりやすいようにするため。
- (2) 腰ひもの使用
  - ・目の届かないところへ行かないようにするため。
- (3) 車いすにベルト等で固定（ずり落ちによる転落防止）
  - ・身体の拘縮や傾きによるずり落ちを防止するため。
  - ・本人又は家族の希望があるため。
- (4) 車いすにベルト等で固定（立ち上がりによる転倒防止）
  - ・立位が保てないので、立ち上がりによる転倒を防止するため。
  - ・本人又は家族の希望があるため。
- (5) つなぎ服の着用
  - ・皮膚疾患などの掻き壊しを防止するため。
  - ・脱衣や不潔行為を防止するため。
- (6) ミトン、手袋等の着用
  - ・点滴や経管栄養等のチューブを抜かないようにするため。
  - ・皮膚疾患などの掻き壊し及び自傷行為を防止するため。
- (7) 四肢をひもで固定
  - ・点滴や経管栄養等のチューブを抜かないようにするため。
  - ・介護者に爪を立てたり、引っ掻いたりする場合の被害を防止するため。
- (8) 便器への拘束
  - ・座位を一定期間保たせるため。
- (9) 薬物の投与
  - ・生活を安定させるため。
  - ・入眠できず夜間不穏で奇声を発し、他の利用者が眠れないため。
- (10) 隔離、出入り口等の施錠
  - ・無断外出を防止するため。
  - ・他の入所者への感染を防止するため。

## 11 入所者の要介護度（平成 23 年 10 月 1 日現在）

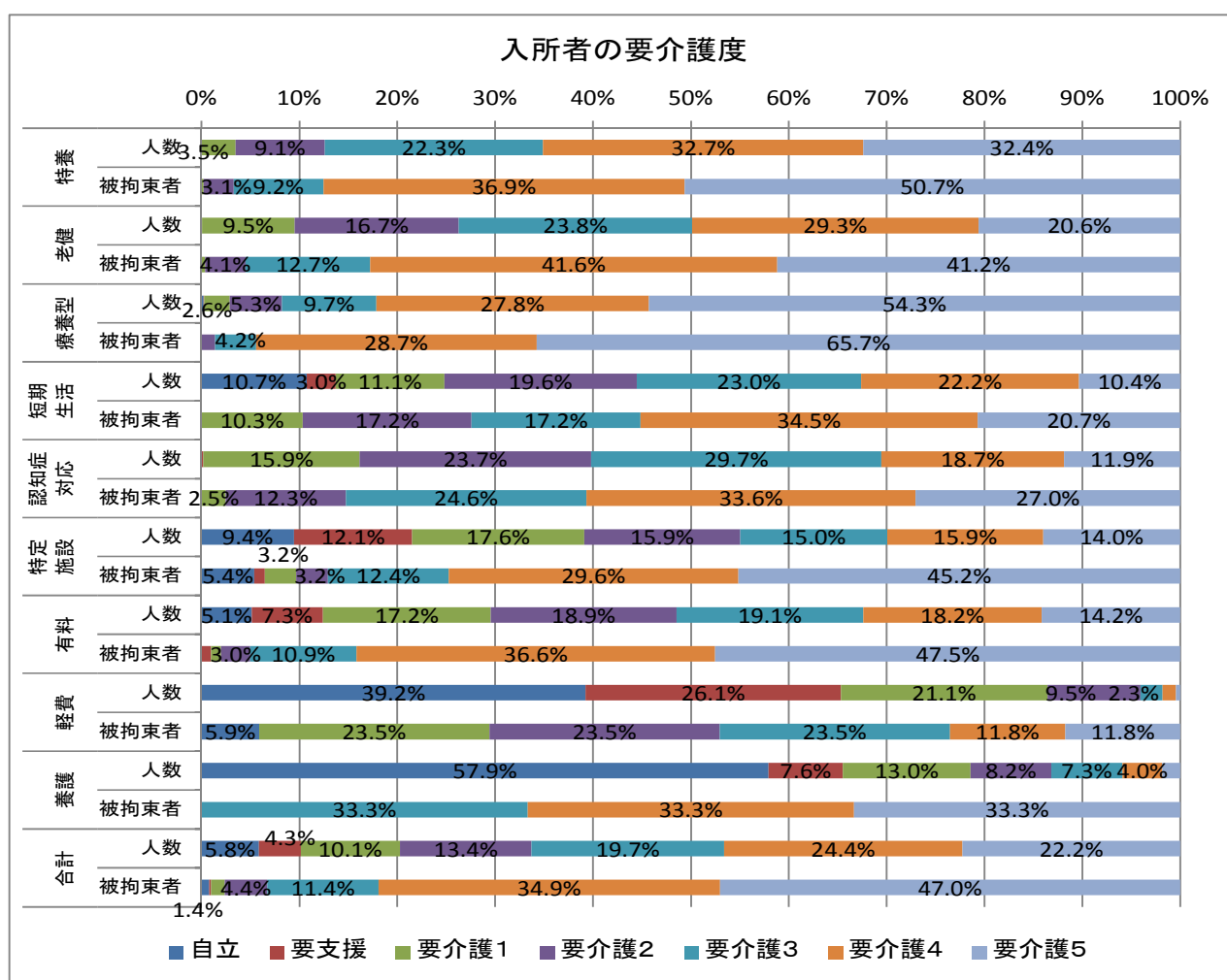
要介護度「4」及び「5」の占める割合は全体で 46.6%で、そのうち、療養型が 82.1%と最も多く、特養が 65.1%、老健が 49.9%であり、施設の種別により差異がみられる。

身体拘束を受けていた人の要介護度は、「4」及び「5」の占める割合が 81.9%であり、全体の 46.6%に比べて高い。

単位：人

		自立	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
特養	人数	0	3	382	1,003	2,452	3,600	3,561	11,001
	被拘束者	0	0	1	14	42	169	232	458
老健	人数	4	3	642	1,137	1,619	1,987	1,398	6,790
	被拘束者	0	0	1	11	34	111	110	267
療養型	人数	3	1	35	72	131	377	736	1,355
	被拘束者	0	0	0	3	9	62	142	216
短期生活	人数	29	8	30	53	62	60	28	270
	被拘束者	0	0	3	5	5	10	6	29
認知症対応	人数	0	5	388	576	722	454	289	2,434
	被拘束者	0	0	3	15	30	41	33	122
特定施設	人数	415	531	774	701	660	700	617	4,398
	被拘束者	10	2	6	6	23	55	84	186
有料	人数	103	147	346	382	385	367	286	2,016
	被拘束者	0	1	1	3	11	37	48	101
軽費	人数	893	594	480	216	52	31	10	2,276
	被拘束者	1	0	4	4	4	2	2	17
養護	人数	373	49	84	53	47	26	12	644
	被拘束者	0	0	0	0	1	1	1	3
合計	人数	1,820	1,341	3,161	4,193	6,130	7,602	6,937	31,184
	被拘束者	11	3	19	61	159	488	658	1,399

※一部、記入のないものがあった。



12 入所者の認知症の程度（平成 23 年 10 月 1 日現在）

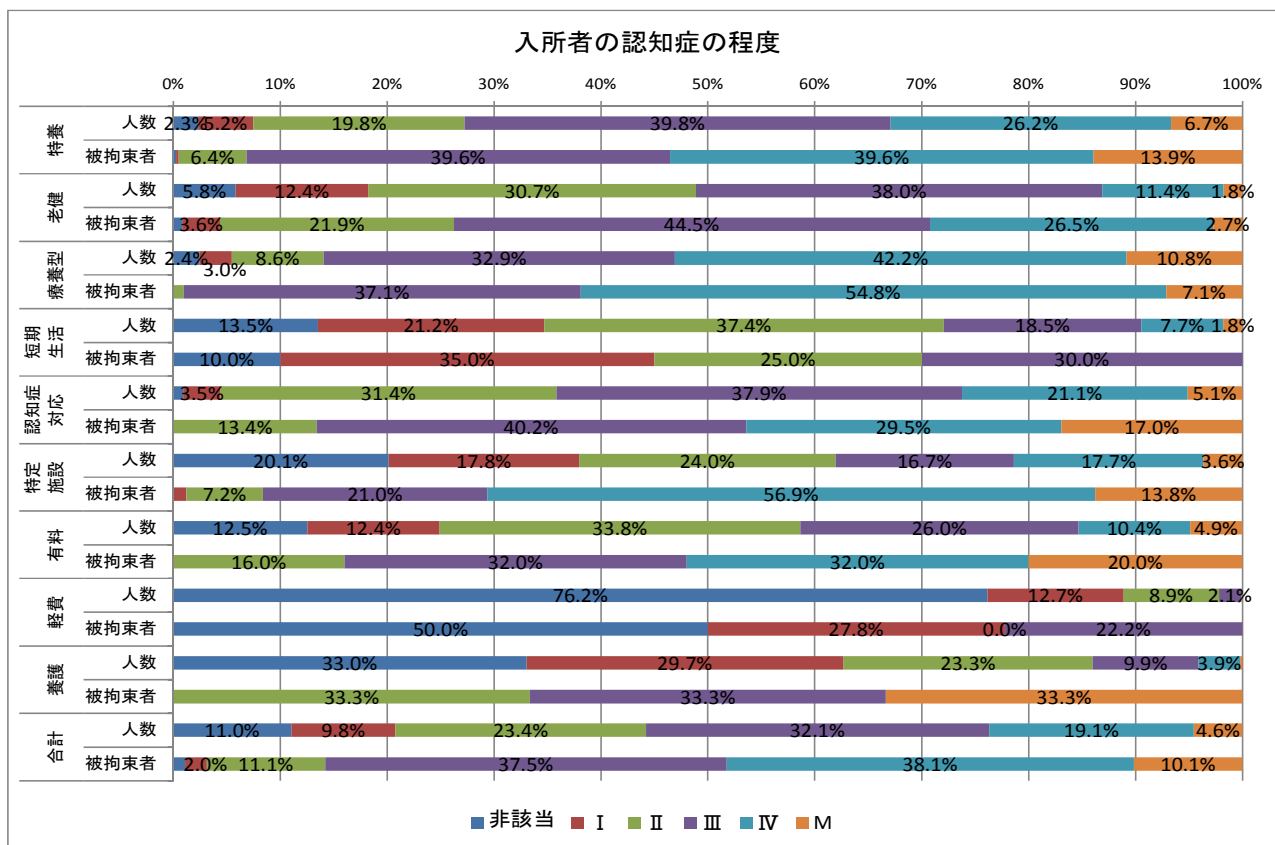
「認知症高齢者の日常生活自立度」の判定基準に基づくランク別では、「Ⅲ」の占める割合が 32.1%と最も高い。

また、身体拘束を受けていた人の「Ⅲ」以上の割合は 85.7%で、全体の 55.8%と比べて高い。

単位：人

		非該当	I	II	III	IV	M	合計
特養	人数	224	503	1,929	3,883	2,556	652	9,747
	被拘束者	1	1	26	162	162	57	409
老健	人数	340	727	1,794	2,223	665	103	5,852
	被拘束者	3	13	80	163	97	10	366
療養型	人数	28	35	99	379	487	125	1,153
	被拘束者	0	0	2	78	115	15	210
短期生活	人数	30	47	83	41	17	4	222
	被拘束者	2	7	5	6	0	0	20
認知症対応	人数	17	65	582	703	391	95	1,853
	被拘束者	0	0	15	45	33	19	112
特定施設	人数	702	620	837	581	618	127	3,485
	被拘束者	0	2	12	35	95	23	167
有料	人数	144	142	388	299	120	56	1,149
	被拘束者	0	0	12	24	24	15	75
軽費	人数	1,150	192	135	31	1	1	1,510
	被拘束者	9	5	0	4	0	0	18
養護	人数	177	159	125	53	21	1	536
	被拘束者	0	0	1	1	0	1	3
合計	人数	2,812	2,490	5,972	8,193	4,876	1,164	25,507
	被拘束者	15	28	153	518	526	140	1,380

※一部、記入のないものがあった。



13 身体拘束を行っていた施設・身体拘束を受けていた人（平成23年10月1日～31日）  
291施設（37.7%）で身体拘束を行っており、身体拘束を受けていた人数は1,676人で、  
入所者の4.5%に当たる。

そのうち25.2%の422人についてが、例外3原則に該当していない。

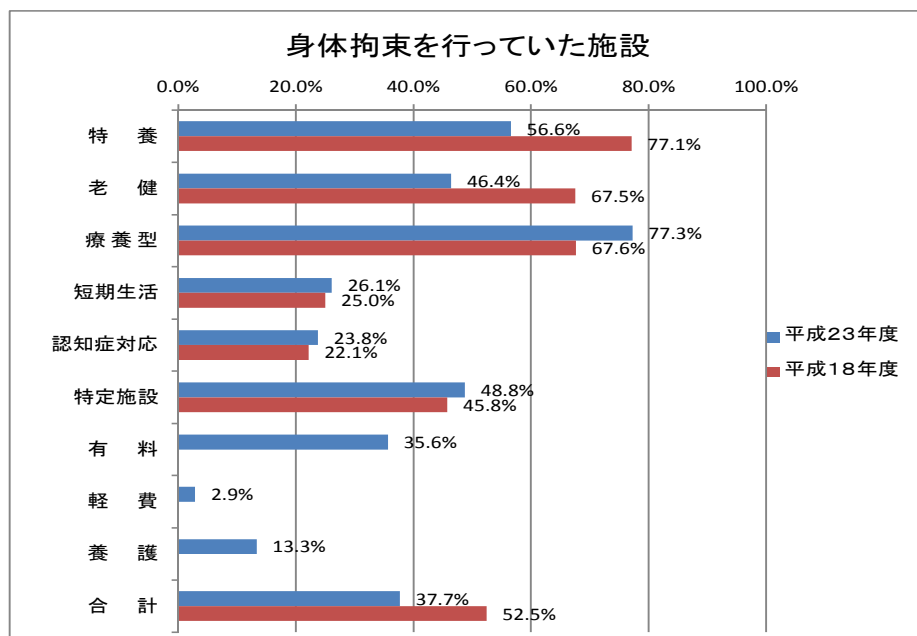
平成18年度と比べると、身体拘束を行っていた施設の割合も、身体拘束を受けていた人数の割合も減少している。

### 身体拘束を行っていた施設

単位：施設

	平成23年度			平成18年度		
	回答のあった施設数	拘束を行っていた施設	拘束施設の割合	回答のあった施設	拘束を行っていた施設	拘束施設の割合
特 養	189	107	56.6%	140	108	77.1%
老 健	84	39	46.4%	77	52	67.5%
療養型	22	17	77.3%	34	23	67.6%
短期生活	23	6	26.1%	8	2	25.0%
認知症対応	202	48	23.8%	149	33	22.1%
特定施設	80	39	48.8%	59	27	45.8%
有 料	87	31	35.6%	—	—	—
軽 費	70	2	2.9%	—	—	—
養 護	15	2	13.3%	—	—	—
合 計	772	291	37.7%	467	245	52.5%

(拘束施設の割合 = 拘束を行っている施設 ÷ 回答のあった施設)



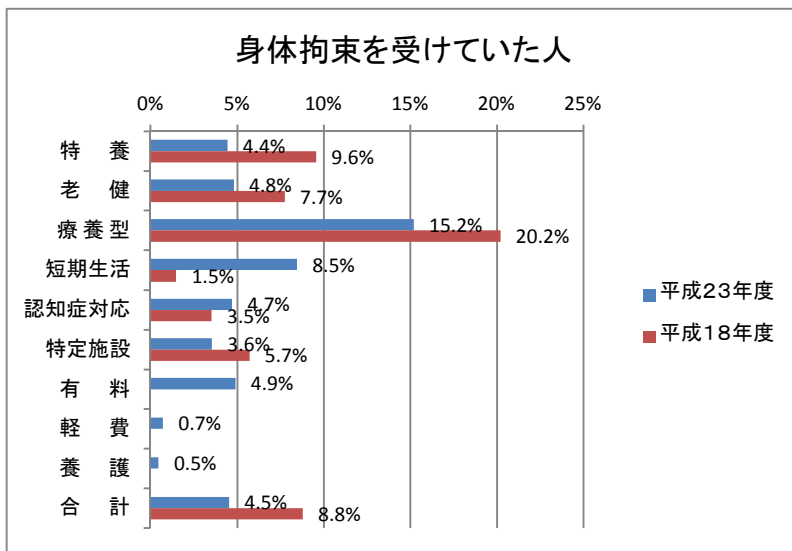
## 身体拘束を受けていた人

単位：人

	平成23年度			平成18年度		
	10月中の入所実人数	拘束を受けていた人数	被拘束者の割合	7月中の入所実人数	拘束を受けていた人数	被拘束者の割合
特 養	13,039	577	4.4%	10,153	970	9.6%
老 健	7,859	378	4.8%	7,116	551	7.7%
療養型	1,447	220	15.2%	1,925	389	20.2%
短期生活	414	35	8.5%	135	2	1.5%
認知症対応	2,873	135	4.7%	1,952	69	3.5%
特定施設	5,233	186	3.6%	3,712	212	5.7%
有 料	2,467	121	4.9%	—	—	—
軽 費	2,829	20	0.7%	—	—	—
養 護	883	4	0.5%	—	—	—
合 計	37,044	1,676	4.5%	24,993	2,193	8.8%

(被拘束者の割合 = 拘束を受けていた人数 ÷ 入所者実人数)

※10月中の入所実人員の記入のないものについては、入所者数を用いた。



## 拘束を受けていた人のうち例外3原則に該当しない人数

単位：人

	拘束を受けていた人数	内例外3原則に該当しない
特 養	577	65
老 健	378	111
療養型	220	82
短期生活	35	4
認知症対応	135	83
特定施設	186	36
有 料	121	36
軽 費	20	5
養 護	4	0
合 計	1,676	422

例外3原則とは、緊急やむを得ない場合に例外的に身体拘束を行う場合の要件のこと。

(①切迫性、②非代替性、③一時性の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られること)

(参考) ①切迫性・・・利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

②非代替性・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

③一時性・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること



## 身体拘束を受けていた人の割合ごとの施設数

単位：施設

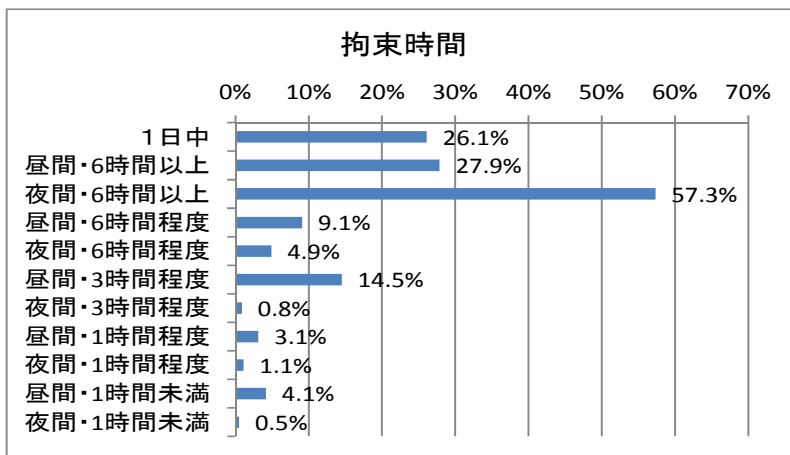
	特養	老健	療養型	短期生活	認知症対応	特定施設	有料	軽費	養護	合計	割合
0%	83	45	5	17	160	44	65	68	13	500	64.8%
0%超～5%未満	61	19	2	0	42	36	22	2	2	186	24.1%
5%以上～10%未満	21	9	5	1	0	0	0	0	0	36	4.7%
10%以上～15%未満	9	6	1	2	0	0	0	0	0	18	2.3%
15%以上～20%未満	5	0	1	1	0	0	0	0	0	7	0.9%
20%以上	10	5	8	2	0	0	0	0	0	25	3.2%
合計	189	84	22	23	202	80	87	70	15	772	

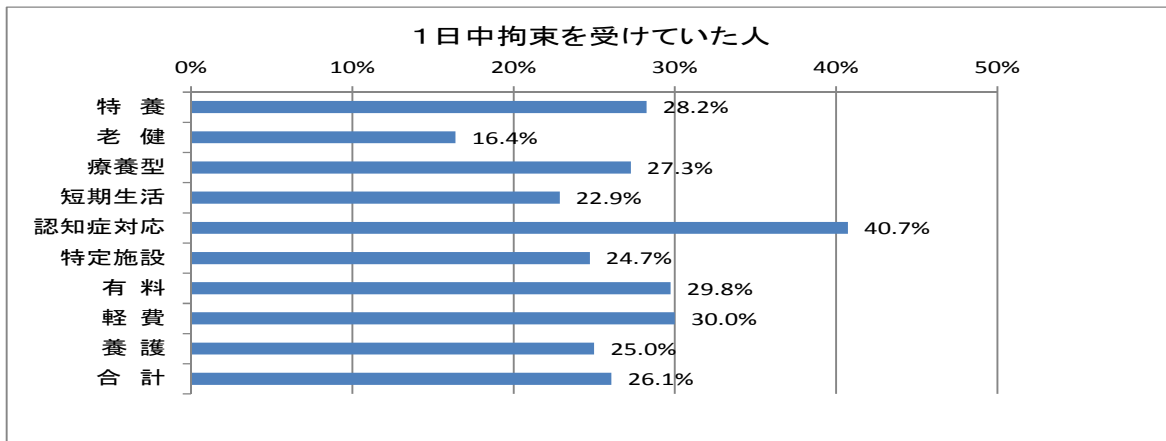
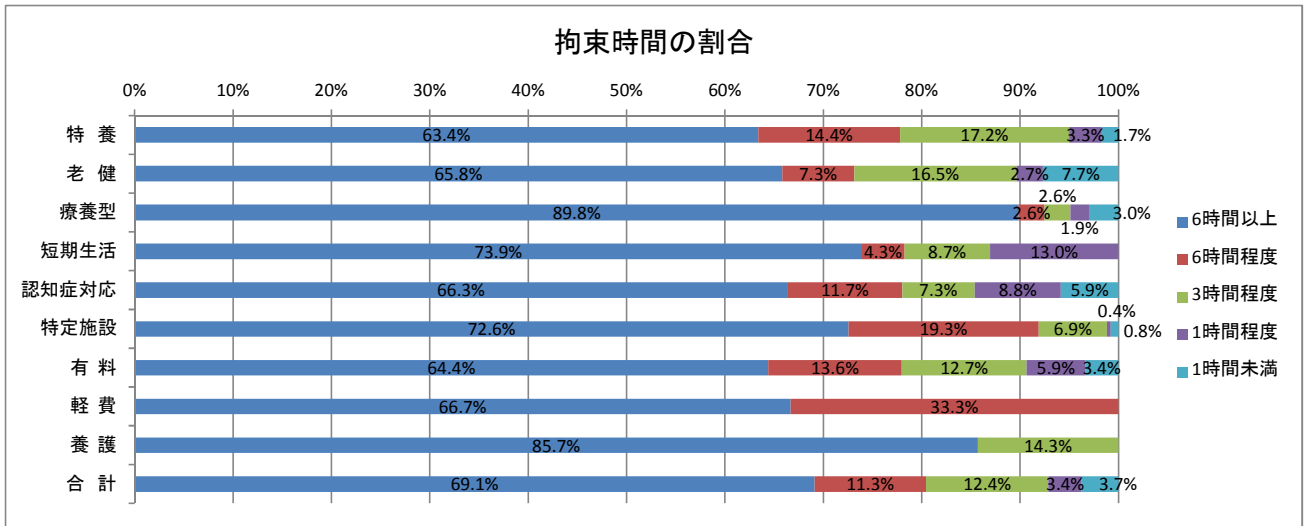
### 14 拘束時間（平成23年10月1日～31日）

「夜間」の6時間以上」が961件(57.3%)と最も多く、次いで「昼間」の「6時間以上」が467件(27.9%)である。「1日中」は437件(26.1%)である。

単位：人

	1日中	6時間以上		6時間程度		3時間程度		1時間程度		1時間未満		合計		拘束を受けていた人数
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
特養	163	124	293	65	30	113		13	9	9	2	324	334	577
老健	62	101	242	31	7	75	11	8	6	37	3	252	269	378
療養型	60	114	125	7	0	5	2	4	1	8	0	138	128	220
短期生活	8	4	13	1	0	2	0	2	1	0	0	9	14	35
認知症対応	55	34	102	2	22	14	1	18	0	10	2	78	127	135
特定施設	46	63	125	35	15	18	0	1	0	2	0	119	140	186
有料	36	25	51	11	5	15	0	6	1	3	1	60	58	121
軽費	6	0	6	0	3	0	0	0	0	0	0	0	9	20
養護	1	2	4	0	0	1	0	0	0	0	0	3	4	4
合計	437	467	961	152	82	243	14	52	18	69	8	983	1083	1,676
割合	26.1%	27.9%	57.3%	9.1%	4.9%	14.5%	0.8%	3.1%	1.1%	4.1%	0.5%			





15 身体拘束を行った場合の判断等（複数回答）

最も多いのが「会議」で、1,064人、次いで「施設長の承認」で、726人である。

単位：人

	家族の希望	担当者の判断	施設長の承認	医師の判断	会議	拘束を受けていた人数
特養	166	131	193	39	407	577
老健	97	176	187	219	327	378
療養型	108	124	87	139	54	220
短期生活	14	4	12	2	6	35
認知症対応	66	26	32	19	85	135
特定施設	98	70	127	33	112	186
有料	64	51	79	16	67	121
軽費	8	0	5	0	3	20
養護	3	3	4	0	3	4
合計	624	585	726	467	1,064	1,676

16 身体拘束を行った場合の利用者や家族への説明

1,277人については事前に利用者や家族に説明を行っており、44人については特に説明を行っていない。

単位：人

	特養	老健	療養型	短期生活	認知症対応	特定施設	有料	軽費	養護	合計
事前に本人や家族に説明を行った	433	257	204	19	91	171	95	3	4	1,277
緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書により説明し、同意を得た	207	75	46	8	18	92	54	0	3	503
実施直前に説明した	2	13	11	3	29	9	8	3	0	78
緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書により説明し同意を得、かつ実施直前に説明した	217	151	34	6	11	56	22	0	1	498
事後に本人や家族への説明を行った	63	69	16	3	21	6	4	0	0	182
特に説明は行っていない	29	0	0	0	11	1	3	0	0	44
拘束を受けていた人数	577	378	220	35	135	186	121	20	4	1,676

※一部、記入のないものがあつた。

17 身体拘束の禁止規定の周知度

身体拘束の禁止規定について、「全職員に周知されている」が634施設で、「大半の職員が知っている」を加えると751施設である。

単位：施設

	全職員に周知されている	大半の職員が知っている	一部の職員が知っている	周知されていない	回答なし	合計
特養	148	34	2	1	4	189
老健	74	9	0	0	1	84
療養型	15	6	1	0	0	22
短期生活	19	3	0	0	1	23
認知症対応	163	35	1	0	3	202
特定施設	69	10	1	0	0	80
有料	74	13	0	0	0	87
軽費	59	6	2	0	3	70
養護	13	1	0	0	1	15
合計	634	117	7	1	13	772

18 「身体拘束ゼロへの手引き」の活用（複数回答）

最も多いのは「施設等の内部の研修や会議等で利用している」で、504 施設、次いで「職員がいつでも閲覧できるよう、関係部署に保管している」で、425 施設である。

単位：施設

	職員全員に配付している	施設等の内部の研修や会議等で利用している	現場での対応の際に、常に参考としている	職場がいつでも閲覧できるよう、関係部署に保管している	見たことがない	回答のあった施設数
特養	23	139	50	105	6	189
老健	2	61	26	50	2	84
療養型	1	7	8	17	1	22
短期生活	3	17	3	10	2	23
認知症対応	25	131	62	106	9	202
特定施設	6	54	24	45	2	80
有料	6	54	23	41	5	87
軽費	7	32	8	45	4	70
養護	2	9	2	6	0	15
合計	75	504	206	425	31	772

19 基本方針

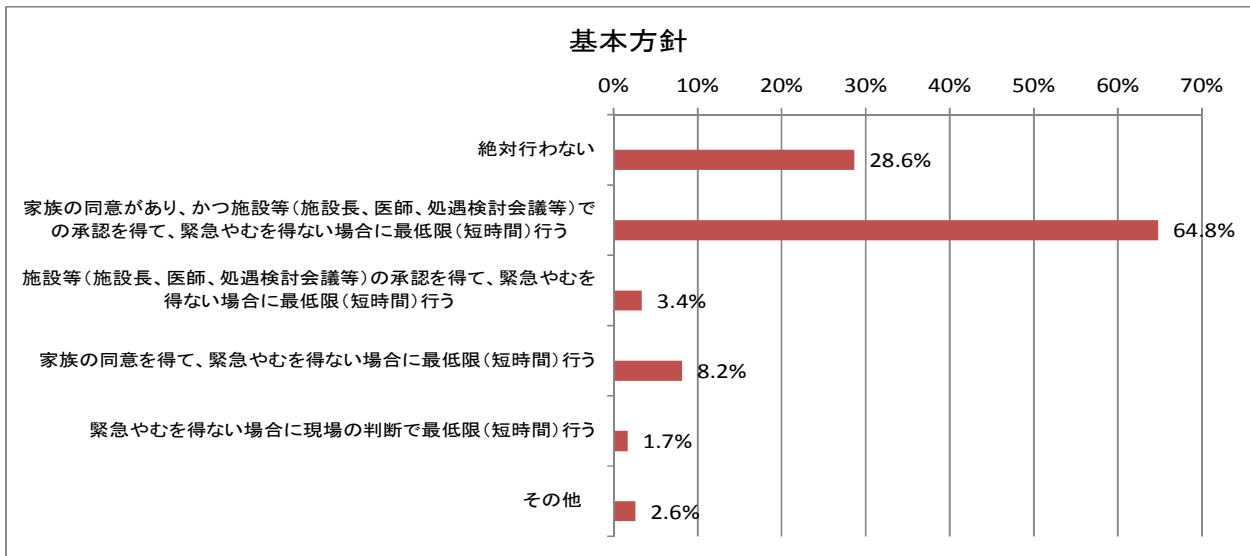
(1) 身体拘束についての基本的考え方（複数回答）

最も多いのは「家族の同意があり、かつ施設等での承認を得て、緊急やむを得ない場合に最低限行う」で、500 件（64.8%）、次いで「絶対に行わない」で、221 件（28.6%）である。

なお、「絶対に行わない」は平成 18 年度に比べて 9.5 ポイント増加している。

単位：施設

	特養	老健	療養型	短期生活	認知症対応	特定施設	有料	軽費	養護	合計	割合	H18年度	割合
絶対行わない	35	20	1	7	76	22	26	31	3	221	28.6%	89	19.1%
家族の同意があり、かつ施設等（施設長、医師、処遇検討会議等）での承認を得て、緊急やむを得ない場合に最低限（短時間）行う	147	59	19	16	111	55	53	29	11	500	64.8%	269	57.6%
施設等（施設長、医師、処遇検討会議等）の承認を得て、緊急やむを得ない場合に最低限（短時間）行う	7	1	2	0	7	4	4	0	1	26	3.4%	27	5.8%
家族の同意を得て、緊急やむを得ない場合に最低限（短時間）行う	12	7	3	3	20	5	10	3	0	63	8.2%	81	17.3%
緊急やむを得ない場合に現場の判断で最低限（短時間）行う	2	0	1	1	3	2	3	1	0	13	1.7%	42	9.0%
その他	2	3	1	1	5	1	4	3	0	20	2.6%	15	3.2%
回答のあった施設数	189	84	22	23	202	80	87	70	15	772		467	

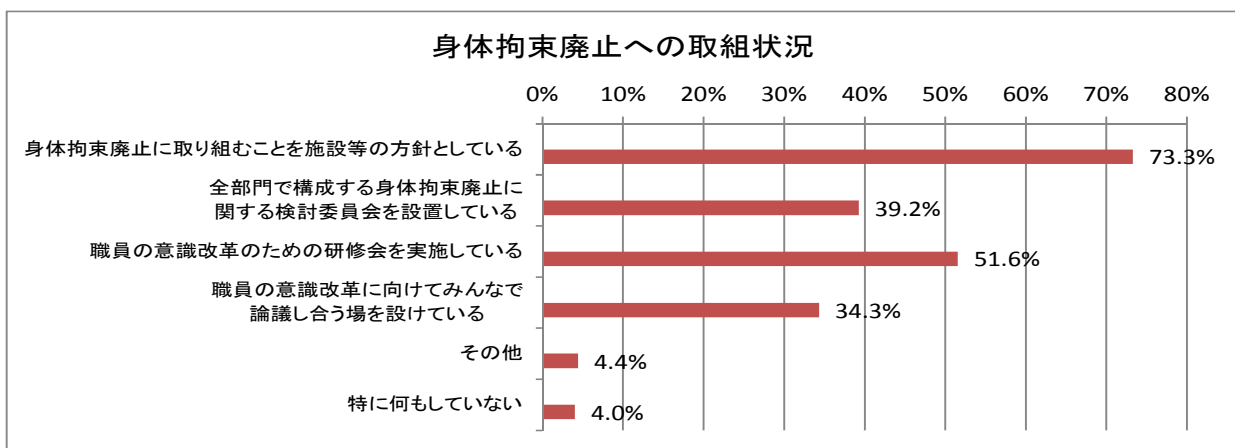


## (2) 身体拘束廃止への取組状況 (複数回答)

最も多いのは「身体拘束廃止に取り組むことを施設の方針としている」で、566件(73.3%)、次いで「職員の意識改革のための研修を実施している」で、398件(51.6%)である。

単位：施設

	特養	老健	療養型	短期生活	認知症対応	特定施設	有料	軽費	養護	合計	割合	H18年度	割合
身体拘束廃止に取り組むことを施設等の方針としている	152	67	16	19	151	62	53	34	12	566	73.3%	300	64.2%
全部門で構成する身体拘束廃止に関する検討委員会を設置している	123	57	10	8	31	33	16	19	6	303	39.2%	164	35.1%
職員の意識改革のための研修会を実施している	104	55	12	8	112	41	41	20	5	398	51.6%	123	26.3%
職員の意識改革に向けてみんなで議論し合う場を設けている	54	27	12	6	88	26	33	14	5	265	34.3%	158	33.8%
その他	9	5	3	1	7	3	0	6	0	34	4.4%	31	6.6%
特に何もしていない	3	0	1	1	5	0	6	13	2	31	4.0%	17	3.6%
回答のあった施設数	189	84	22	23	202	80	87	70	15	772		467	



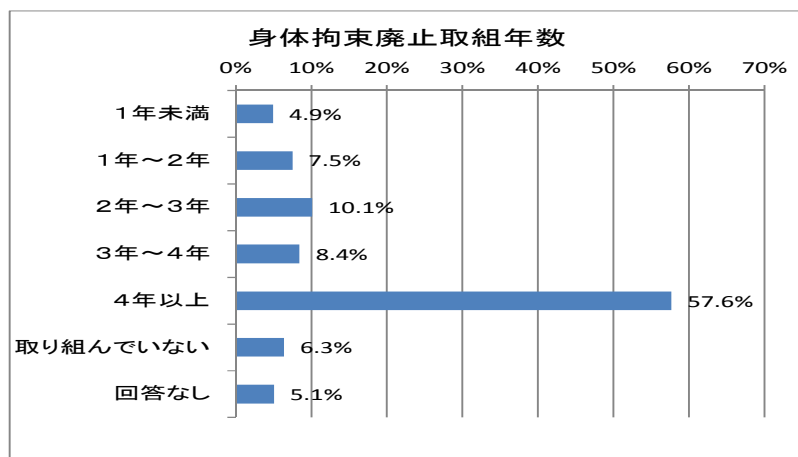
20 身体拘束廃止取組年数

最も多いのは「4年以上」で、445施設（57.6%）である。

「取り組んでいない施設」が49施設（6.3%）である。

単位：施設

	特養	老健	療養型	短期生活	認知症対応	特定施設	有料	軽費	養護	合計	割合
1年未満	12	2	0	0	5	3	13	1	2	38	4.9%
1年～2年	8	2	0	6	13	4	17	5	3	58	7.5%
2年～3年	18	5	0	6	19	13	12	4	1	78	10.1%
3年～4年	5	7	3	3	24	8	14	1	0	65	8.4%
4年以上	128	67	16	7	128	46	19	27	7	445	57.6%
取り組んでいない	4	0	2	1	5	2	9	25	1	49	6.3%
回答なし	14	1	1	0	8	4	3	7	1	39	5.1%
合計	189	84	22	23	202	80	87	70	15	772	



21 身体拘束を行った場合の記録（記録の方法については複数回答）

身体拘束を行っていた施設のうち、「記録をしていない」及び「記録について特に決めていない」施設が合わせて44施設ある。

単位：施設

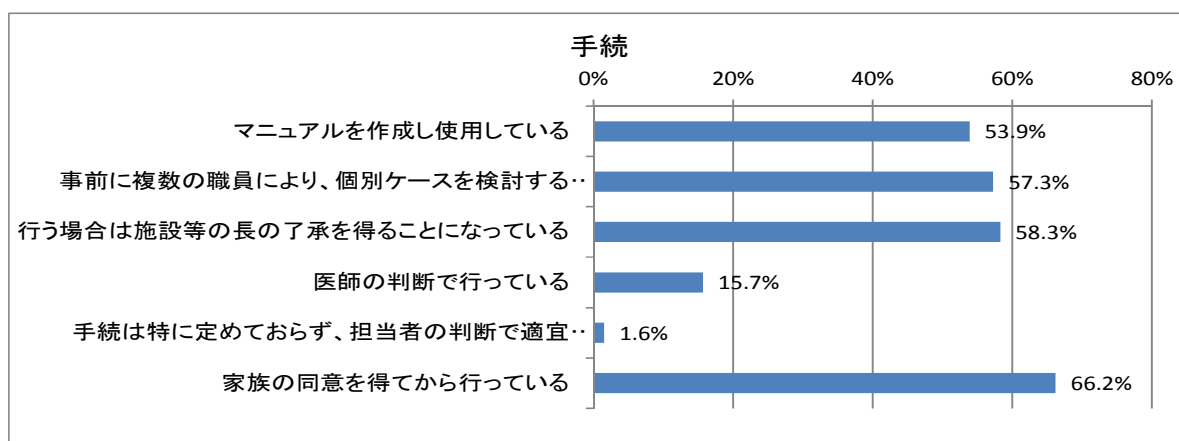
	特養	老健	療養型	短期生活	認知症対応	特定施設	有料	軽費	養護	合計	
記録していない	0	0	0	0	2	0	3	0	0	5	
記録について特に決めていない (必ずしも記録していない)	5	1	2	0	18	2	9	2	0	39	
記録している	身体拘束の方法	102	37	14	5	21	32	12	0	2	225
	身体拘束の時間・期間	85	34	12	5	16	29	11	0	2	194
	本人の心身の状況	87	30	9	4	11	21	9	0	1	172
	緊急やむを得なかった理由	68	35	13	3	14	27	7	0	2	169
拘束を行っていた施設数	107	39	17	6	48	39	31	2	2	291	

## 22 身体拘束を行う場合の手続（複数回答）

416 施設（53.9%）がマニュアルを作成し使用しており、特に手続を定めていない施設は12施設（1.6%）である。

単位：施設

	特養	老健	療養型	短期生活	認知症対応	特定施設	有料	軽費	養護	合計	割合
マニュアルを作成し使用している	129	57	15	15	89	52	30	23	6	416	53.9%
事前に複数の職員により、個別ケースを検討する（身体拘束廃止に関する委員会で検討する）	146	53	11	12	94	45	47	21	13	442	57.3%
行う場合は施設等の長の下承を得ることになっている	138	61	10	9	102	55	42	20	13	450	58.3%
医師の判断で行っている	16	33	10	2	20	15	19	5	1	121	15.7%
手続は特に定めておらず、担当者の判断で適宜行っている	1	2	2	0	5	1	0	1	0	12	1.6%
家族の同意を得てから行っている	155	68	19	12	111	55	58	22	11	511	66.2%
回答のあった施設数	189	84	22	23	202	80	87	70	15	772	

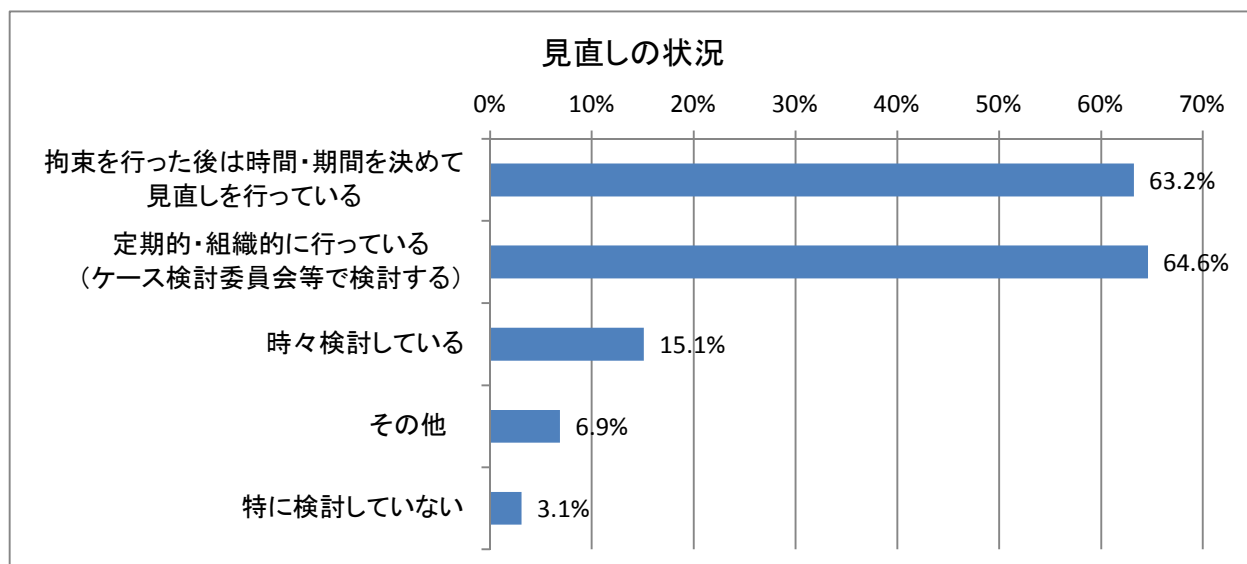


## 23 身体拘束を行った場合の見直しの状況（複数回答）

「定期的・組織的に行っている」が188件（64.6%）と最も多く、次いで「拘束を行った後は時間・期間を決めて見直しを行っている」が184件（63.2%）である。「特に検討していない」は9件（3.1%）である。

単位：施設

	特養	老健	療養型	短期生活	認知症対応	特定施設	有料	軽費	養護	合計	割合
拘束を行った後は時間・期間を決めて見直しを行っている	71	35	13	4	18	26	15	0	2	184	63.2%
定期的・組織的に行っている（ケース検討委員会等で検討）	68	34	12	3	22	31	16	0	2	188	64.6%
時々検討している	13	1	6	0	14	3	7	0	0	44	15.1%
その他	11	3	0	0	3	0	2	1	0	20	6.9%
特に検討していない	1	0	0	0	5	0	2	1	0	9	3.1%
拘束を行っていた施設数	107	39	17	6	48	39	31	2	2	291	



#### 24 身体拘束をしないことを実践する上で困難な理由（複数回答）

「事故を防止できない」が最も多く、296施設（38.3%）である。

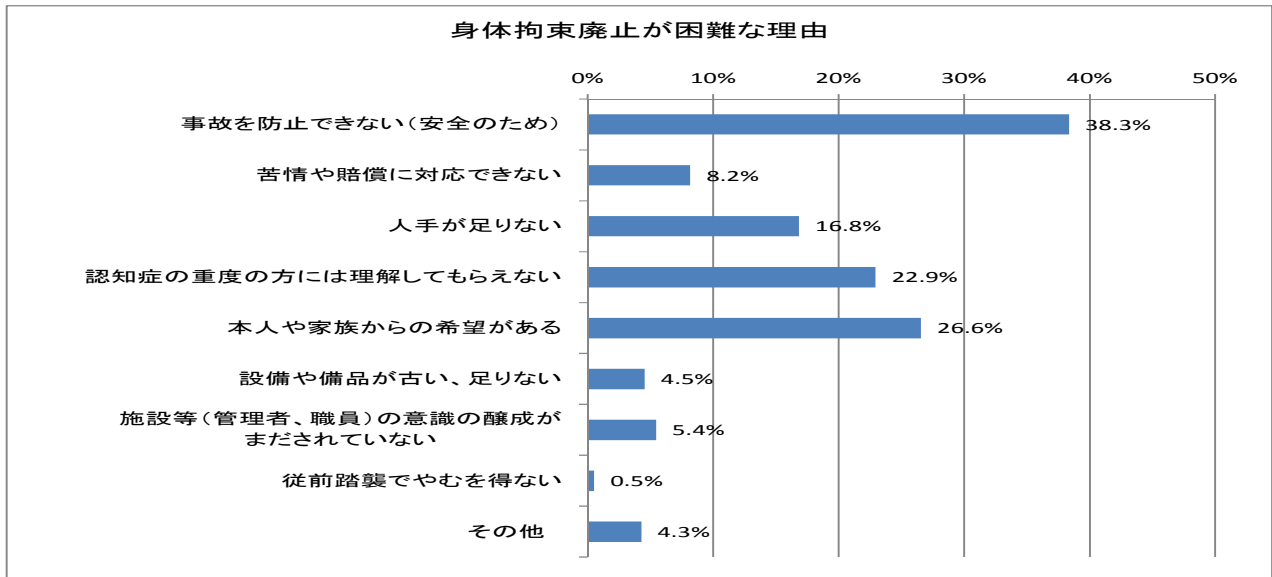
また、「困難ではない」とする施設は288施設（37.3%）ある。

単位：施設

	特養	老健	療養型	短期生活	認知症	特定施設	有料	軽費	養護	合計	割合	H18年度回答	割合
事故を防止できない（安全のため）	82	42	13	11	59	39	36	6	8	296	38.3%	299	64.0%
苦情や賠償に対応できない	16	7	5	3	9	10	10	3	0	63	8.2%	67	14.3%
人手が足りない	42	21	9	4	27	14	9	1	3	130	16.8%	157	33.6%
認知症の重度の方には理解してもらえない	50	32	12	3	31	18	21	5	5	177	22.9%	182	39.0%
本人や家族からの希望がある	71	26	8	6	41	31	19	2	1	205	26.6%	198	42.4%
設備や備品が古い、足りない	16	10	3	1	1	3	0	0	1	35	4.5%	39	8.4%
施設等（管理者、職員）の意識の醸成がまだされていない	16	7	7	0	8	2	1	1	0	42	5.4%	64	13.7%
従前踏襲でやむを得ない	2	1	0	0	0	0	1	0	0	4	0.5%	9	1.9%
その他	8	7	1	1	9	3	1	3	0	33	4.3%	13	2.8%
困難ではない	60	30	5	7	95	29	33	23	6	288	37.3%		
回答のあった施設数	189	84	22	23	202	80	87	70	15	772		467	

※一部、記入のないものがあつた。





25 身体拘束廃止に重要と思われる事項 (複数回答)

「要介護者の『人間としての尊厳』を尊重する気持ちを職員が持つこと」が最も多く 605 施設 (78.2%)、次いで「身体拘束をしない介護の工夫を重ねること」が 482 施設 (62.3%) である。

単位：施設

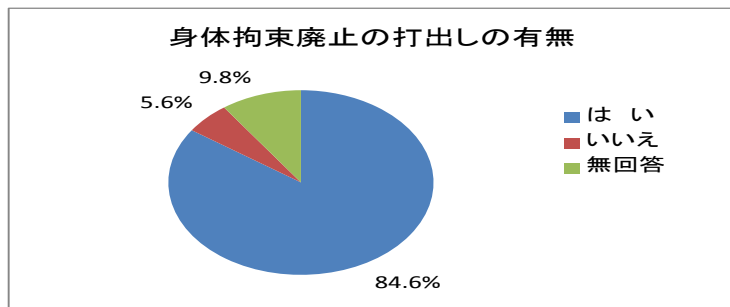
	特養	老健	療養型	短期生活	認知症対応	特定施設	有料	軽費	養護	合計	割合	順位
要介護者の「人間としての尊厳」を尊重する気持ちを職員が持つこと	142	72	19	19	162	64	66	50	11	605	78.2%	1位
身体拘束が本人を苦しめていることに職員が気づくこと	109	43	11	13	100	34	42	21	8	381	49.2%	3位
施設等の長や職員が身体拘束をしない介護を決意すること	87	47	11	7	90	42	29	26	8	347	44.8%	5位
身体拘束が施設等の都合のために行われていることに気がつくこと	41	14	4	5	66	21	17	16	3	187	24.2%	11位
要介護者のアセスメントを十分に行うこと	77	31	8	6	81	38	30	22	7	300	38.8%	6位
基本的なケア(排泄、清潔、起きる、食べる、アクティビティ(よい刺激、その人らしさ)を徹底的に行うこと	48	29	7	5	60	22	27	13	4	215	27.8%	9位
身体拘束をしない介護の工夫を重ねること	124	53	11	13	127	55	55	34	10	482	62.3%	2位
問題行動の原因を探り、事故防止のための個別的なケアプランを立てること	101	47	12	11	99	39	31	24	8	372	48.1%	4位
身体拘束により生ずる各種の弊害に気がつくこと	63	25	10	6	66	29	21	13	4	237	30.6%	8位
十分な説明を行い、介護に家族を参加させること	16	4	4	1	15	8	13	6	2	69	8.9%	14位
身体拘束廃止に伴い、事故が発生する恐れがあることを家族が納得し、仮に事故が発生してもその結果を受け入れること	50	22	7	6	65	20	22	13	6	211	27.3%	10位
施設等の中の介護の状況を外部に公開すること	9	1	0	0	17	5	1	2	0	35	4.5%	16位
研修や各施設等同士の情報交換により、身体拘束をしない介護技術を高めること	62	29	4	5	76	35	28	23	4	266	34.4%	7位
十分な職員の確保を図ること	35	15	4	4	35	13	11	12	5	134	17.3%	12位
身体拘束をしない介護を助ける機器や設備の開発や導入を行うこと	14	5	2	2	7	7	6	3	0	46	5.9%	15位
施設等の中の環境の見直しを行うこと	27	5	3	1	22	16	13	11	3	101	13.0%	13位
県下の各施設で身体拘束を廃止する運動を展開すること	5	1	0	0	5	3	0	3	2	19	2.5%	17位
合計	1,010	443	117	104	1,093	451	412	292	85	4,007		
回答のあった施設数	189	84	22	23	202	80	87	70	15	772		

26 施設管理者が身体拘束廃止を打ち出しているか

43 施設 (5.6%) において、施設管理者が身体拘束廃止を打ち出していない。その理由として最も多いのは「事故を防止できない」で、31 施設 (72.1%) である。

単位：施設

	特養	老健	療養型	短期生活	認知症対応	特定施設	有料	軽費	養護	合計	割合
はい	170	76	16	20	169	70	69	49	14	653	84.6%
いいえ	9	3	5	1	5	3	9	7	1	43	5.6%
無回答	10	5	1	2	28	7	9	14	0	76	9.8%
回答のあった施設数	189	84	22	23	202	80	87	70	15	772	



施設管理者が、身体拘束廃止を打ち出していない理由（複数回答）

(単位：件)

単位：施設

	特養	老健	療養型	短期生活	認知症対応	特定施設	有料	軽費	養護	合計	割合
事故を防止できない	8	4	5	1	5	2	5	0	1	31	72.1%
事故が発生した場合の家族からの苦情や損害賠償に対応できない	0	2	4	0	0	1	1	0	0	8	18.6%
人手が足りない	1	2	2	0	1	1	1	0	1	9	20.9%
職員が不安(精神的負担)を訴えている	4	1	2	0	0	2	2	0	0	11	25.6%
身体拘束を廃止するための介護の方法・技術がわからない	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2.3%
管理者や職員に廃止しようとする意欲が足りない	1	0	1	0	0	0	2	0	0	4	9.3%
安全のため家族が身体拘束を望んでいる	4	0	1	0	2	3	2	1	0	13	30.2%
事故が起きないように施設・設備の整備が遅れている	0	1	1	1	0	1	0	0	0	4	9.3%
その他	1	1	3	0	3	1	2	6	0	17	39.5%

